改正

平成19年3月29日告示第19号 平成20年3月28日告示第45号 平成25年3月29日告示第51号 平成28年3月25日告示第43号 平成29年6月28日告示第115号 平成29年8月31日告示第138号 平成30年3月28日告示第31号

松浦市障害者等移動支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この告示は、屋外での移動が困難な障害者及び障害児(以下「障害者等」という。)について、外出及び学校教育法(昭和22年法律第26号)第72条に規定する特別支援学校(以下「特別支援学校」という。)において義務教育課程にある者の通学等の支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促進し、並びに障害児を持つ親の負担を軽減することを目的とする。

(用語の定義)

- 第2条 次の各号に掲げる用語は、当該各号に掲げるとおりとする。
 - (1) 障害者 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)に規定する障害者及び療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知)に基づき療育手帳の交付を受けている者をいう。
 - (2) 障害児 児童福祉法 (昭和22年法律第164号) に規定する障害児をいう。
 - (3) 移動介護 単独では外出困難な障害者等に、外出時に必要となる移動の介助及び外出に伴って必要となる身の回りの介護を行う。

(サービスの種類)

- 第3条 障害者等移動支援事業(以下「事業」という。)のサービスの種類は、次の各号に掲げる サービスの区分に応じ、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 移動支援サービス 社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出 (原則として、通院、営業活動、通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上支援が適当でない

外出を除く。) の際の移動を支援するサービス

(2) 通学支援サービス 特別支援学校において義務教育課程にある者の通学等の支援を行うサービス

(実施主体)

- 第4条 事業の実施主体は、松浦市とする。ただし、前条に規定する各サービスにおける移動介護については、市が指定する障害福祉サービス事業者(以下「指定事業者」という。)が実施するものとし、通学支援サービスにおける車両の運行については、当該運行を行うことが適当と認められる事業者として市が指定する事業者(以下「バス事業者」という。)に委託して実施するものとする。
- 2 前項の指定事業者は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)に基づく指定障害福祉サービス事業者及び基準該当障害福祉サービス事業者の基準を満たさなければならない。

(給付の対象)

第5条 この事業は、障害者等が、指定事業者から受ける移動介護の提供にかかる経費を対象とする。

(対象者)

- 第6条 移動支援サービスの利用対象者は、市内に居住地を有する者(松浦市で支給決定を受けた 法第19条第3項に規定する特定施設入所障害者を含む。)であって、次の各号のいずれかに該当 する者とする。
 - (1) 視覚障害により、身体障害者手帳の交付を受けている者であってその障害の等級が1級又は2級である者
 - (2) 肢体不自由により、身体障害者手帳の交付を受けている者であってその障害の等級が1級 又は2級である者
 - (3) 療育手帳の交付を受けている者
 - (4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
 - (5) 厚生労働科学研究難治性疾患克服研究事業(特定疾患調査研究分野)の対象疾患等について(平成15年4月22日付け健疾発第D422006号厚生労働省健康局疾病対策課長通知)に規定する対象疾患の患者及び慢性関節リウマチ患者
 - (6) 前各号に定めるもののほか、市長が特に必要と認めた者

2 通学支援サービスの利用対象者は、市内から特別支援学校に通学する義務教育課程にある者で あって、その者の保護者が通学支援サービスの利用を希望するものとする。

(移動支援サービスの利用申請)

- 第7条 移動支援サービスを受けようとする障害者等(障害児にあっては、その保護者。以下「申請者」という。)は、松浦市障害者等移動支援事業利用申請書(様式第1号)により、市長に申請するものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、市長が緊急を要すると認めたときは、電話等の方法により利用する ことができるものとする。この場合において、申請者は、事業の利用後速やかに、申請の手続を 行うものとする。

(移動支援サービスの利用決定等)

- 第8条 前条の規定による申請があった場合、市長は、その内容を審査し、移動支援サービスを必要と認めたときは、申請者に対して、松浦市障害者等移動支援事業利用決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。
- 2 市長は、申請書の内容を審査した結果、移動支援サービスを必要と認めないときは、申請者に対して、松浦市障害者等移動支援事業利用却下通知書(様式第3号)により通知するものとする。 (通学支援サービスの利用申請)
- 第9条 通学支援サービスを受けようとする障害児の保護者は、松浦市障害者等移動支援事業利用 申請書(様式第1号)に必要な書類を添付し、市長に申請するものとする。

(通学支援サービスの利用決定等)

- 第10条 市長は、前条の規定による申請があった場合において、その内容を審査し通学支援サービスを必要と認めたときは、申請者に対して、松浦市障害者等移動支援事業利用決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。
- 2 市長は、通学支援サービスの利用の決定を行う場合は、利用時間を1箇月当たり30時間以内で、 1箇月単位の利用量を定めるものとする。ただし、市長が状況を考慮の上、利用時間の延長が真 にやむを得ないと認める場合には、必要最小限の範囲で延長することができる。
- 3 市長は、申請書の内容を審査した結果、通学支援サービスを必要と認めないときは、申請者に 対して、松浦市障害者等移動支援事業利用却下通知書(様式第3号)により通知するものとする。
- 4 通学支援サービスの範囲は、障害児の自宅から特別支援学校までの登校時のみとし、その経路については、障害児の自宅、バス停留所等個別の状況を勘案して市長が定める。

(認定期間及び受給者証)

- 第11条 事業を利用できる認定期間は、1箇月を単位として、1年を超えない範囲とする。
- 2 市長は、第8条第1項及び前条第1項の利用の決定を行ったときは、移動支援サービス及び通 学支援サービスの利用決定を受けた者(障害児にあっては、その保護者。以下「利用者」という。) に対し、決定の内容を記載した松浦市障害者等移動支援事業受給者証(様式第4号)を交付する ものとする。

(費用の額)

- 第12条 指定事業者が移動支援サービスを行ったときの移動介護に要する費用の額は、別表第1により算定した額とする。
- 2 指定事業者が通学支援サービスを行ったときの移動介護に要する費用の額は、別表第1に掲げる移動介護事業算定基準額に100分の140以内を乗じて得た額により算定した額とする。

(給付額及び利用者負担額)

- 第13条 市は、原則として、前条に基づいて算定した費用の額の9割(1円未満の端数があるときは、その端数を切捨てた額とする。以下「給付額」という。)を利用者に給付するものとする。
- 2 利用者は、前条により算定された費用の額から給付額を差し引いた額(以下「利用料」という。) を負担するものとし、その利用料はサービスの提供を行った指定事業者へ直接支払うものとする。
- 3 通学支援サービス利用者のバスの利用者負担額(以下「バス利用者負担額」という。)は、道 路運送法(昭和26年法律第183号)第4条に規定する一般旅客自動車運送事業の許可を得た事業者 が運行する一般乗合バスの運賃とし、通学支援サービス利用者は、その額を直接バス事業者に支 払うものとする。

(利用者の負担上限月額)

第14条 利用料が、別表第2に掲げる所得基準に応じた負担上限月額を超えるときは、利用者負担 上限月額を超えた利用料を給付額に加算して利用者に給付するものとする。

(指定の申請)

- 第15条 第4条の規定による指定事業者の指定を受けようとする者は、松浦市障害者等移動支援事業指定事業者指定申請書(様式第5号)に次に掲げる事項を記載した書面を添えて市長に申請しなければならない。
 - (1) 事業所の名称及び所在地
 - (2) 事業所の平面図
 - (3) 事業所の管理者の氏名、経歴及び住所(法人その他の団体の場合は、代表者の氏名及び住所並びに事業の概要)

- (4) サービス提供責任者の氏名、経歴及び住所
- (5) 運営規程
- (6) 前各号に掲げるもののほか、指定に関し市長が必要と認める事項

(決定及び通知)

第16条 市長は、前条の規定による申請があった場合において、指定の決定又は却下を行ったときは、松浦市障害者等移動支援事業指定事業者指定決定(却下)通知書(様式第6号)により申請者に通知するものとする。

(変更の届出等)

- 第17条 指定事業者は、次に掲げる事項に変更があった場合は、速やかに松浦市障害者等移動支援 事業指定事業者事項変更届(様式第7号)により市長に届け出なければならない。
 - (1) 事業所の名称又は所在地
 - (2) 管理者の氏名又は住所(事業者が法人その他の団体の場合は、名称及び主たる事務所の所 在地並びにその代表者の氏名)
 - (3) 第15条第4号及び第5号に掲げる事項
- 2 指定事業者は、指定を取下げし、又は事業を休止する場合は、松浦市障害者等移動支援事業指 定事業者(指定取下 事業休止)届(様式第8号)により市長に届け出なければならない。

(指定の取消)

- 第18条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、指定を取り消すことができる。
 - (1) 第4条第2項に規定する基準を満たさなくなったとき又は指定事業者がその基準に従って 事業を継続的に運営することができなくなったと認められるとき。
 - (2) 指定事業者が不正の手段により第16条の指定を受けたとき。
 - (3) 移動支援事業費の請求に関し、不正があったとき。
 - (4) 指定事業者又はその従業者が法第10条第1項の規定により行う市の命令に応じないとき。
- 2 市長は、前項の規定により指定を取り消した場合は、松浦市障害者等移動支援事業指定事業者 取消決定書(様式第9号)により通知するものとする。

(負担上限月額の管理)

第19条 指定事業者は、利用者ごとに松浦市障害者等移動支援事業利用者負担上限月額管理票(様式第10号)を作成するものとする。

(請求及び受領)

第20条 利用者は、指定事業者から移動・通学支援サービスの提供を受けたときは、第13条及び第

14条の規定により給付を受けることができる費用を、市長に対して請求するものとする。

- 2 利用者は、前項の請求を利用月の翌月10日までに行うものとする。
- 3 指定事業者は、給付費の請求及び受領を利用者に代わって行うことができるものとする。
- 4 第1項の請求は、次に掲げる書類によるものとする。
 - (1) 松浦市障害者等移動支援事業費請求書(様式第11号)
 - (2) 松浦市障害者等移動支援事業費明細書(様式第12号)
 - (3) 松浦市障害者等移動支援事業費実績記録票(様式第13号)
- 5 バス事業者は、通学支援サービスのために車両を運行したときは、委託費からバス利用者負担 額を控除した額を市長に対して請求するものとする。

(利用契約)

- 第21条 利用者は、あらかじめ指定事業者と移動支援の利用に関する契約を締結するものとする。 (秘密の保持)
- **第22条** 事業に携わる者は、正当な理由なく、その業務を行うに当たって知り得た情報を、他に漏らしてはならない。業務に携わらなくなった後も同様とする。

(個人情報の保護)

第23条 事業の実施に際し、取り扱われる個人情報については、松浦市個人情報保護条例(平成18年松浦市条例第14号)の規定を遵守しなければならない。

(補則)

第24条 この告示に定めるもののほか、この告示の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附則

この告示は、告示の日から施行し、平成18年10月1日から適用する。

附 則(平成19年告示第19号)

(施行期日)

1 この告示は、告示の日から施行し、改正後の松浦市障害者等移動支援事業実施要綱の規定は、 平成18年10月1日から適用する。

(経過措置)

2 この告示の施行の前に、この告示による改正前の松浦市障害者等移動支援事業実施要綱によりなされた処分、手続その他の行為は、この告示による改正後の松浦市障害者等移動支援事業実施 要綱によりなされたものとみなす。

附 則 (平成20年告示第45号)

この告示は、告示の日から施行し、改正後の松浦市障害者等移動支援事業実施要綱の規定は、平成19年7月1日から適用する。

附 則(平成25年告示第51号)

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年告示第43号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成29年6月28日告示第115号)

(施行期日)

1 この告示は、平成29年9月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日前に、この告示による改正前の松浦市障害者等移動支援事業実施要綱の規 定によりなされた処分、手続その他の行為は、この告示による改正後の松浦市障害者等移動支援 事業実施要綱の規定によりなされたものとみなす。

附 則 (平成29年8月31日告示第138号)

(施行期日)

1 この告示は、平成29年9月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日前に、この告示による改正前の松浦市障害者等移動支援事業実施要綱の規 定によりなされた処分、手続その他の行為は、この告示による改正後の松浦市障害者等移動支援 事業実施要綱の規定によりなされたものとみなす。

附 則 (平成30年3月28日告示第31号)

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

別表第1 (第12条関係)

移動介護事業算定基準額表

I	利用	者が単独でサービスを受ける場合	
	1 身信	本介護を伴う場合	
	(1)	所要時間30分未満	2,300円
	(2)	所要時間30分以上1時間未満	4,000円
	(3)	所要時間1時間以上1時間30分未満	5,800円

i			I	
	(4)	所要時間1時間30分以上2時間未満	6,550円	
	(5)	所要時間2時間以上2時間30分未満	7, 300円	
	(6)	所要時間2時間30分以上3時間未満	8,050円	
	(7)	以降30分を増すごとに700円を加算する。		
	2 身体介護を伴わない場合			
	(1)	所要時間30分未満	800円	
	(2)	所要時間30分以上1時間未満	1,500円	
	(3)	所要時間1時間以上1時間30分未満	2, 250円	
	(4)	以降30分を増すごとに700円を加算する。		
П	複数の	0利用者が同時にサービスを受ける場合(一人当たりの単価)		
		1. 27.11 - 12.00 子 切 1.1.7 日 人		
	1 2	人がサービスを受ける場合		
	$\frac{1}{(1)}$	Nがサービスを受ける場合 所要時間30分未満	640円	
			640円	
	(1)	所要時間30分未満		
	(1) (2) (3)	所要時間30分未満 所要時間30分以上1時間未満		
	(1) (2) (3)	所要時間30分未満 所要時間30分以上1時間未満 以降30分を増すごとに560円を加算する。		
	(1) (2) (3) 2 3)	所要時間30分未満 所要時間30分以上1時間未満 以降30分を増すごとに560円を加算する。 人がサービスを受ける場合	1, 200円	
	(1) (2) (3) 2 3)	所要時間30分未満 所要時間30分以上1時間未満 以降30分を増すごとに560円を加算する。 人がサービスを受ける場合 所要時間30分未満	1, 200円	
	(1) (2) (3) 2 3) (1) (2) (3)	所要時間30分未満 所要時間30分以上1時間未満 以降30分を増すごとに560円を加算する。 人がサービスを受ける場合 所要時間30分未満 所要時間30分以上1時間未満	1, 200円	
	(1) (2) (3) 2 3) (1) (2) (3)	所要時間30分未満 所要時間30分以上1時間未満 以降30分を増すごとに560円を加算する。 人がサービスを受ける場合 所要時間30分未満 所要時間30分以上1時間未満 以降30分を増すごとに420円を加算する。	1, 200円	
	(1) (2) (3) 2 3) (1) (2) (3) 3 4)	所要時間30分未満 所要時間30分以上1時間未満 以降30分を増すごとに560円を加算する。 人がサービスを受ける場合 所要時間30分未満 所要時間30分以上1時間未満 以降30分を増すごとに420円を加算する。	1, 200円 480円 900円	

備考 計算過程で生じた10円未満の端数は切り捨てる。

別表第2 (第14条関係)

所得基準に応じ	条件	利用者負担上限
た区分		月額
生活保護世帯	第8条及び第10条の規定による利用決定がなされた日(以下	0 円
	「決定日」という。)において、利用者の世帯員全員が生活保	
	護法(昭和25年法律第144号)第6条に規定する被保護者であ	

	る場合	
市町村民税非課	決定日の属する年度(決定日が4月から6月にあっては前年	2,500円
税世帯	度とする。以下同じ。)の市町村民税について、利用者が属す	
	る世帯の世帯員全員が、均等割・所得割(地方税法(昭和25年	
	法律第226号)第292条第1項第1号及び第2号に規定する均等	
	 割及び所得割(それぞれ同法の規定による特別区民税に係るも	
	のを含み、同法第323条の規定により市町村民税の減免が行わ	
	れた場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控	
	除した額を所得割の額又は均等割の額とする。)以下同じ。)	
	とも非課税の場合	
市町村民税課税	 決定日の属する年度の市町村民税について、利用者が属する	5,000円
世帯	世帯の中で、税額が最も高い者が均等割課税のみである場合又	
	は所得割額が33,000円未満である場合	
	 決定日の属する年度の市町村民税について、利用者が属する	10,000円
	世帯の中で、税額が最も高い者の所得割額が33,000円以上	
	235, 000円未満である場合	
	 決定日の属する年度の市町村民税について、利用者が属する	20,000円
	 世帯の中で、税額が最も高い者の所得割額が235,000円以上で	
	ある場合	